

MINATOビジョン策定支援業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当 ページ	質問内容	回答
1	参加資格について	募集要項	1ページ 3 参加資格 3行目	「また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。」との記載がありますが、構成事業者の1社が現在「港区物品買入れ等競争入札参加資格」を申請中（審査中）であり、2月から資格取得予定である場合、参加資格を満たしますでしょうか。	本件プロポーザルに参加する者の参加資格要件は、募集要項「3 参加資格」において、記載された（1）から（7）の要件を全て満たす者とし、参加表明書提出日を基準日とすると定めています。本件の提出期限は令和7年1月28日であり、その時点で参加資格を満たさない者の参加は認められません。
2	再委託について	募集要項	-	共同事業体ではなく、再委託を行う場合は「【様式3】共同事業体構成書」等の提出は不要でよろしいでしょうか。	再委託について、【様式3】共同事業体構成書の提出は不要です。ただし、2者以上で主要業務を履行する場合は、共同事業体を結成する必要があります。 なお、港区の契約条項では、再委託について以下のとおり定めており、業務の全部又は主要な部分を再委託することはできません。また、業務の一部であっても、再委託する場合は受注者の承諾が必要となります。 （再委託の禁止） 第3条 受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託することができない。また、委託業務で個人情報を取り扱う場合も同様とする。 2 前項の場合を除き、受注者は、委託業務の一部で、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、再委託できる。 3 前項の場合、受注者は、再委託先を証する書類を提出するとともに、受注者と再委託先の間で書面による契約を締結し、その写しを別途発注者に届け出なければならない。 4 受注者は、再委託先との契約に際し、この契約に基づく一切の義務を受注者と同様に遵守させるとともに、受注者は、発注者に対して責任を負わなければならない。 5 受注者は、再委託先にさらに他の第三者に委託させてはならない。
3	区民等意識調査や区民アンケートの整理・分析について	仕様書	1ページ 5 業務内容 (1) 1行目	「別途発注者が実施する区民等意識調査や区民アンケートの結果等を整理・分析し、・・・」との記載がありますが、区民等意識調査や区民アンケートの結果については、一定程度の整理・分析された資料が提供される理解でよろしいでしょうか。 また、区民等意識調査や区民アンケートにおいて、どのような内容 項目、手法、対象者数などを想定されているかご教示ください。	区民等意識調査及び区民アンケートについて、調査票の発送から回収、回答の分類・集計までを発注者が実施します。その結果を本支援業務の受注者へ提供しますので、MINATOビジョンの検討に役立つよう、受注者が調査等の結果を整理・分析してください。 調査の概要（想定）は以下のとおりです。 （1）区民等意識調査 項目：区民の生活環境の評価や思い描く港区の将来像について40問程度（うち、自由記述式5問程度） 手法：郵送またはWEBで回答 対象者数：18歳以上の港区内在住の男女2,500人 （2）区民アンケート 項目：年齢等の基礎情報に関する選択3問、港区の将来像に関する自由記載2問の計5問程度 手法：郵送またはWEBで回答 対象者数：全区民（約16万世帯にアンケートを各戸配布予定）
4	港区の過去資料の提供について	仕様書	1ページ 5 業務内容 (1) 5行目	「整理・分析は、現行の港区基本構想が策定された、平成14年度から現在までの動向を概括的にまとめ、特に港区基本計画（令和3年度～令和8年度）が改定された令和5年度以降の動向については、本区政に大きな影響が見込まれるものに主眼を置くこととし、取りまとめに際しては、影響の具体的見込み等の分析も行う。」との記載がありますが、港区様から過去の情報や調査資料など、本件に係る情報提供をしていただける理解でよろしいでしょうか。	契約締結後、両者間の打ち合わせをもとに、必要となる資料及び情報は発注者が提供します。
5	ワークショップにおけるグラフィックレコーダーの人数について	仕様書	1ページ 5 業務内容 (3) ウ	「ウ 受注者は、各グループに対し、ワークショップの内容をグラフィックレコーディングにより視覚的に分かりやすくまとめることができるグラフィックレコーダーを配置すること。」との記載がありますが、グラフィックレコーダーは、何名を想定されていますでしょうか。	仕様書記載の業務の履行が可能であれば、グラフィックレコーダーの人数は指定しませんが、ワークショップは7グループで実施することを想定しています。
6	MINATOビジョンの策定について	企画提案書	3ページ 1行目	「3 区民参画組織による提言をもとに、MINATOビジョン・デザイン会議で港区全体の将来像を決定し、MINATOビジョンの策定に先駆けて公表します。多くの人の興味を引き、主旨を効果的に伝えるために、どのようにコンテンツ化し発信するか、構成やデザインイメージも分かるように提案してください。」との記載がありますが、本プロジェクトでは、MINATOビジョン策定方針案のたたき台の作成までが作業範囲の認識ですが、公表や発信は来年4月以降の認識で良いでしょうか。	本業務の作業範囲は、MINATOビジョン策定方針案のたたき台の作成までであり、策定方針の決定、公表及び発信は令和8年度を予定しています。 企画提案書3では、仕様書「5 業務内容」（2）イに記載した港区の将来像のコンテンツ化について企画提案するものです。コンテンツ化した港区の将来像は、令和8年度中に策定予定のMINATOビジョンに先駆け、デザイン会議やタウンフォーラムの成果として令和7年度中に公表及び発信予定です。